次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

平成 24 年 12 月 公立大学法人首都大学東京 教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成25年1月1日~平成27年3月31日までの2年3ヶ月間

2 内容

<雇用環境の整備に関する事項>

(1) 育児をする従業員等の職業生活と家庭生活の両立支援策の整備

目標1「制度の活用促進」

すべての教職員に対して制度等の周知徹底を図ることで、適切な活用を促進し、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場環境を整備する。

【目標達成のための対策】

①「両立支援パンフレット」の作成・配布 子育てに関する休暇制度等について分かりやすく解説した「両立支援パンフレット」 を作成し、教職員に配布する。

②研修等の機会を活用した周知と意識啓発

主に管理監督者を対象にし、研修や講演会等の機会を活用しながら、職層別に子育てに関する休暇制度等の周知を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を進める。

③その他の媒体の活用

グループウェア等様々な媒体を積極的に活用し、子育てに関する休暇制度等について 周知徹底を図る。

目標2「男性教職員の子育て参加支援」

育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇など、男性教職員でも利用できる子育てに関する休暇制度等は整備されているが、これらの制度を実際に利用している教職員は、必ずしも多くない。

父親と母親が協力して子育てを行っていくことが重要であり、父親である教職員が、 積極的に子育てに参加することを支援していく。

【目標達成のための対策】

①男性教職員の子育て参加のための制度の周知

男性教職員に対して制度を周知するため、「両立支援パンフレット」に、育児休業など 男性教職員でも利用できる制度の基礎的な解説や、出産支援休暇や育児参加休暇等の取 得モデルなどを掲載する。

②出生時の休暇の取得促進

制度の周知や職場の雰囲気づくりを進めることにより、妻の出産の際に男性教職員が取得することができる「出産支援休暇」や「育児参加休暇」の利用を促進する。

③男性教職員の育児休業等の取得促進

国は、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(平成 16 年 12 月)」の中で、10 年後の男性の育児休業取得率を 10%としている。

法人においては、男性教職員の育児休業等の制度は整っているものの、制度を利用する教職員は少ない。国が提唱する目標値を念頭に置きつつ、当面、男性教職員の育児休業・部分休業の取得者を増やすことを目標にする。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3「超過勤務の縮減」

超過勤務の縮減に向けての取組を推進する。

【目標達成のための対策】

①業務改革の推進

効率的・効果的に業務を遂行するために業務分析(業務の棚卸し)・業務の見直しを実施し、超勤縮減につなげる。

②ノー超勤デー・ノー超勤ウィークの設定

ノー超勤デー・ノー超勤ウィークを設定し、メール等での周知や管理職による声かけ などを行い、超勤縮減を推進する。

③研修等の機会を活用した周知と意識啓発

主に管理監督者を対象にし、研修や講演会等の機会を活用しながら、超勤縮減の意識 啓発を進める。

目標4「年次有給休暇の取得促進」

年次有給休暇の取得を促進する取組を推進する。

【目標達成のための対策】

- ①年次有給休暇の取得状況調査の実施 年次有給休暇の取得状況調査を実施し、現状分析を行う。
- ②年次有給休暇の計画的な取得の推進

休暇計画表や業務予定表を作成することにより、年次有給休暇の計画的な取得を促進する。

③休暇を取得しやすい環境の整備

子育て中の教職員が、子どもの急な発熱など緊急の際に円滑に休暇を取得できるよう、管理職は、事務分担の工夫を行い、子育て中の教職員や周りの教職員は、業務マニュアルの作成や文書管理の徹底を図るなど、業務に支障を来さないように努める。

目標5「新たなワーク・ライフ・バランス施策の検討」

教職員のニーズを把握し、必要に応じて新たなワーク・ライフ・バランス施策の検討を進める。

【目標達成のための対策】

①ワーク・ライフ・バランスに関するアンケートの実施

一定の時期ごとにワーク・ライフ・バランスに関するアンケートを実施し、教職員 の意識やニーズなどを調査するとともに、新たなワーク・ライフ・バランス施策につ いて検討する。

②ダイバーシティ推進室での検討

首都大学東京では、平成23年に設置したダイバーシティ推進室において、保育環境の整備などについての新たなワーク・ライフ・バランス施策について検討する。